

1 訂正請求

個人情報保護に関する法律第90条

(訂正請求権)

第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【解釈】

(1) 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る（※1）。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でない（※2）と思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（※3）（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。

（※1）訂正請求の対象となる保有個人情報が明確に特定されている必要があることから、この法律又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報に限ることをいう。各号に掲げる以外の方法で自己を本人とする保有個人情報が事実と合致していないことを知った場合には、当該本人は、開示決定等を経た上で、訂正請求を行うこととなる。

（※2）「事実」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判断ができる事項をいい、評価等の主観的な事項は含まれない。

「事実でない」とは、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的、内容等及び当該保有個人情報の性質、内容等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報とが合致していないことをいい、単純な書き間違い、書かれるべきでない情報の記載、電子計算機処理における入力ミス等によるものが考えられる。

（※3）追加及び削除を含み、事実と合致しない保有個人情報の記録を事実と合致させることをいう。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

(2) ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。（※）

（※）他の制度により訂正の手續が定められている場合には、当該制度により目的を達成することができることから、この法律に基づく訂正請求の対象外とすることをいう。

(3) 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。（※）

（※）個人情報の保護に関する法律第76条（開示請求権）を参照。

(4) 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内（※）にしなければならない。

(※) 開示を受けた日の翌日から起算して90日目が期間の満了日となることをいう。また、当該満了日が休日であった場合は、その翌日をもって満了日とする。

2 請求の方法

個人情報保護に関する法律第91条

(訂正請求の手続)

第91条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【解釈】

(1) 請求は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- ③ 訂正請求の趣旨及び理由
- ④ ①～③に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

※ 市長に提出する訂正請求書は、徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する保有個人情報訂正請求書(別記様式第16号)とする。

他の実施機関については、徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則の例による(宛名を「徳島市長」からそれぞれの実施機関名に書き換えて使用する。)

※ 電話若しくはファクシミリ又は電子メールによる開示請求は、本人確認が困難なことから認めない。

(2) 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(※)

(※) 個人情報の保護に関する法律第77条(開示請求の手続)を参照。

3 訂正義務

個人情報の保護に関する法律第92条

(保有個人情報の訂正義務)

第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【解釈】

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

- ① 実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
- ② 実施機関による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。
- ③ 実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、実施機関において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

(2) 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。